

# 「飲みたいなら接種しろ」？ パブの主人が Covid へのワクチン接種を要求する

(Inoculate to Imbibe? On the Pub Landlord Who Requires You to be Vaccinated against Covid)

イズラ・ブラック、リサ・フォースバーグ (Isra Black and Lisa Forsberg)

本稿は、オックスフォード大学哲学科に所属する四つの研究所が運営するブログ Practical Ethics に掲載された表題の記事<sup>1</sup>の紹介である。

本稿は、俗に「ワクチン・パスポート」と呼ばれる取り組みのうち、国家などの公的機関が課すものではなく、私企業や個人が別の個人に課すもの（具体的には、パブの主人が入店時にワクチン接種証明を求めるなど）を想定している。また、もう一つの特徴として、もしそうした取り組みを違法だと訴えるならばどのような議論が展開できるかという考察の形をとって、倫理的観点ではなく法的な観点からの紹介を行っている。

## イントロダクション

本ブログにおけるトム・ダグラス氏の記事<sup>2</sup>では、パブへ行くなどの公共空間における活動を、ワクチンを接種した者にのみ認めるという要求 (vaccine requirements, 以下「ワクチン要求」) について、国家から法律や指導という形で下されるものを対象に議論が進められていた。このようなワクチン要求を、「国家による (state-originating)」ものと呼ぼう。また、ジュリアン・サバレスキュー氏による別の記事<sup>3</sup>では、このような要求は人権にかかわる問題になるかどうかということが議論されている。

筆者の意見では、こうしたワクチン要求は、倫理的な面だけではなく法的な面においても人権にかかわる問題を引き起こすものだ。国家によるワクチン要求の適法性の判定には、英国では 1998 年の人権法 (Human Rights Act 1998, 以下単に「人権法」)<sup>4</sup>や、欧州人権条約

---

<sup>1</sup> [Inoculate to Imbibe? On the Pub Landlord Who Requires You to be Vaccinated against Covid | Practical Ethics \(ox.ac.uk\)](#)

<sup>2</sup> リンクは右の通り。 [Vaccine requirements for entering pubs | Practical Ethics \(ox.ac.uk\)](#)

<sup>3</sup> 同上。 [Are Immunity Passports a Human Rights Issue? | Practical Ethics \(ox.ac.uk\)](#)

<sup>4</sup> この法律はそれ自体が下記の条約で保障されている諸権利を英国法の中に組み込むことを目的としたものである。

(European Convention on Human Rights, 以下単に「人権条約」)<sup>5</sup>、2010年の平等法 (Equality Act 2010, 以下単に「平等法」) などがかわってくるだろう。

本稿では国家によるワクチン要求ではなく、「私人による (private-originating)」それについて考察する。その代表例は、「飲むためには接種しろ」措置——つまり、地元のパブが酒の提供に先立って客がコロナウイルスワクチンを既に接種していることを要求するというものだ。国家による要求が様々な課題に直面するであろうことを考えると、私人による要求の方が先に登場する可能性があるため、筆者はこれについて議論する必要があると考えている。

人権法： 垂直的であり、おそらく水平的でもある

人権法は典型的には垂直的に、すなわち国家と個人の関係に適用されるものである。本法の第6節第1条では、「公的機関が人権条約に沿わない仕方では活動することは不法である」と明記されており、一見するとこれは、私人による要求のような国家の活動がかかわらない場合は人権条約も問題にならないという風に読める。

しかし、人権条約には水平的な効力もある。そのため人権法は当条約が定める私人、私的団体間の権利の行使も可能にしている。人権法の第3節第1条は、公的機関が法令を人権条約に沿う形で解釈することを義務付けている。そのため、裁判所はたとえ私人間の問題についても、人権条約に沿う形で現行の慣習法を解釈、可能な場合は改正せねばならないのだ。

すなわち、パブのワクチン要求について訴訟を望む人は、人権法についての議論を展開するために、まず彼らが現行の条例や慣習法の下で享受する何らかの権利をその要求が制限していると示さねばならないだろう。

ボリス・ジョンソン首相は、英国市民にはパブへ行く譲渡不可能な権利があると主張したが、筆者としてはこの種の法的に保護された利益が存在するかについては疑問がある。しかし、ここでパブに反対する論拠になるかもしれない諸権利が、平等法の中に見いだされるのだ。

平等法

平等法は、個人を以下の九つの特徴に応じて差別することを違法としている。それは年齢、障がい、性別適合プロセスの有無、結婚およびシビル・パートナーシップ、妊娠していること、人種、宗教や信念 (belief)、性別、性的指向だ。また、平等法では個人に公的機関や民間のサービス提供者への請求権も与えられている。現実にも、この法が私人の民間業者への訴えを助けた判例がある。筆者の見るところ、私人によるコロナウイルスのワクチン要求に対する訴訟には、上記九つのうち少なくとも四つの特徴が関係する可能性があると思わ

---

<sup>5</sup> 1950年に欧州評議会が制定した条約で、主に自由権の保護を扱う内容。2021年現在、欧州47か国が加盟している

れる。

第一に、私人によるワクチン要求は年齢に基づく差別になり得る。英国のワクチン接種優先政策では年配者から先に接種が行われるので、全ての成人がコロナウイルスのワクチン接種への公正な機会を得るまでは、私人によるワクチン要求は若者、特に最も長い期間待たねばならない18歳から49歳までの人々に不利に働くだろう。

次に、障がいに基づく差別にもなり得る。ワクチン要求は、障がいのせいでワクチンを接種できない人々へも不利に働くからだ。

第三に、妊娠中の女性が安全だという証拠が集まるまでは、妊娠中の女性への差別にもなり得る<sup>6</sup>。

第四の点で、最も議論の余地があると思われるのは、宗教や信念に関する問題だ。たとえば、ある宗教が信徒にワクチンの拒否を要求している場合などが考えられるが、これは現在主流の問題にはなっていないようである。

一方、信念は、平等法においては次のように定義されている。

(I) 信念は、実際に持たれていなければならない。(II) それは……現在入手可能な情報の状態のみに基づいて得られた意見や視点であってはならない(III) 人間の生活と行動のもつ重要で実質的な側面についての信念でなくてはならない(IV) ある程度の説得力と真剣さ、重要性を得ていなくてはならない(V) 民主社会において尊重に値するものでなくてはならないし、人間の尊厳と矛盾したり他者の基本的権利と衝突したりするものであってはならない。

ここで、ある人がワクチンを拒否する理由となる信念の種類に応じて、差別に対する訴訟を分類できる。たとえば、コロナウイルスのワクチンを陰謀論に結び付けてワクチン接種に反対する人に関しては、彼らの信念はたとえ上記(II)を満たしたとしても(IV)や(V)は満たさないだろう。

そのほかに二種の反対を考えてみる。第一に、沢山の人が感染して集団免疫を獲得する方がワクチン接種より望ましいという信念を持っている人がいるかもしれない。だが彼らの信念は(I)から(IV)は満たしても(V)は満たさないだろう(他者の基本的権利と衝突する)。次に、これがおそらく最も説得的な平等への訴えになるだろうが、特定の人種や民族集団の中には、国家に対する不信からワクチン接種を拒絶しようとする人がいるかもしれない。彼らのその不信の背景には、国家による人種差別的振る舞いや不正義がある。そのため、ワクチンを受けていない少数派の民族集団をバブに入れないという選択によって、現在ある差別が助長されてしまうかもしれないのだ。

---

<sup>6</sup> 英国国民保健サービスの COVID-19 ワクチンに関するサイト ([Coronavirus \(COVID-19\) vaccine - NHS \(www.nhs.uk\)](https://www.nhs.uk/coronavirus/covid-19-vaccine)) では、「あなたが妊娠している場合 COVID-19 ワクチンが安全でないというエビデンスは無い。しかし、あなたが通常の人と同じように接種できるようになるためには更なるエビデンスが必要だ」とされている。

ただ、このような差別の議論がどのような特徴を根拠として組み立てられるにせよ、パブのワクチン要求のような措置が「正当な目標を達成するための適切な手段」<sup>7</sup>であると示されれば、そうした措置は当然正当化される可能性がある。

#### まとめ

このように、私人によるワクチン要求への訴えは、当該ワクチン要求が平等法の禁じる差別を引き起こしているという主張として考えられるかもしれない。そしてその訴えの正否は、そのような要求が「正当な目標を達成するための適切な手段」として正当化されるか否かにかかってくるだろう。そして、その平等法をめぐる議論を足掛かりとして、人権法における「水平的な効力」の議論が展開できるだろう。しかし、これらにまつわる法的な諸事項の複雑さを思えば、パブへ行くことを含めた重要な活動へのワクチン要求は、国家が行うものの方が望ましいだろう。

(要約：京都大学大学院文学研究科修士課程 吉田隼大)

---

<sup>7</sup> 平等法第13節2条「(中略) AによるBの取り扱いは正当な目標を達成するための適切な手段であるとAが示せるのなら、AはBを差別してはいない」などにみられる表現。